

平成 26 年 11 月 28 日

会 員 各 位

(一社)山口県LPガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お知らせ）

経済産業省商務流通保安グループガス室長名により、ガス事故における建設工事等に
係る事故（他工事事務）が多発していることから、平成 26 年 11 月 19 日付けで厚生労働省（労働基準局）及び国土交通省（土地・建設産業局）に対し、かかる事故の再発防止の観点から注意喚起の要請が行われました。併せて、LPガス販売事業者に対し下記事項について周知の要請がありましたことをお知らせします。

記

- (1) 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者・液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ずガス事業者・液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について周知を行うこと。
- (2) 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- (3) 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

【建設工事事業者等への要請内容】

ガス事業者等以外の者が行う建設工事等に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成 21 年から平成 25 年の 5 年間で 397 件、負傷者数 48 名に上がっており平成 26 年には既に 88 件（10 月末）発生している。こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者等以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、かかる事故の再発防止の観点から、経済産業省が国交省等を通じて建設工事等に係る事業者等に対し、次の事項について要請を行うものです。

- ① 工事前には、ガス事業者等に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者等に立会を求めること。
- ② ガス事業者等に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ③ ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ④ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ⑤ 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者等に連絡すること。
- ⑥ ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者等に連絡すること。

* 厚労省及び国交省への協力要請や事故事例、パンフレット等の参考資料については、次のホームページに掲載されています。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/11/261119-1.html